

2010年（平成22年）4月19日

株式会社 大栄総合教育システム

代表取締役 佐藤八寿夫 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖

〒655-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL：078-361-7234

FAX：078-361-7228

URL：<http://hyogocnet.com>

〔連絡先〕

かけはし法律事務所

弁護士 亀井尚也

TEL：078-361-9494

FAX：078-361-9493

## 申 入 書

当NPO法人から貴社を含めた資格試験予備校各社に対し、2007年（平成19年）3月2日付申入書をもって、受講契約の解約・返金に関して受講申込者による契約解約をいつでも可能とするよう、かつ支払い済み受講料について受講済みの部分に相当する受講料と若干の事務手数料等を除いて返金する扱いに改められるよう、申し入れをさせていただきました。

その後貴社において学則の若干の改定をされたものの、現在に至るも、貴社の学則においては、「受講申込後、お客様自身の一方的な都合等を除き、・・・解約を希望する場合、・・・これを認めます。」との記載がなされており、なお、受講契約の解約事由を依然として制限するものとなっています。

（貴社の解約条項の表示）

「受講申込後、お客様自身の一方的な都合等を除き、学習を継続できないなどの理由で、解約を希望する場合、民法及び消費者契約法、特定商取引法などに基づき、これを認めません。解約に際しては、所定の手続にしたがって申請が必要です。返金は、受講前の場合は申込金額の20%と1万5千円のうちいずれか少ないほうを控除し、受講後であれば、納付された受講料から受講済み授業料および入学金、使用済みの教材費、諸経費を差し引くも

のとし、加えて未受講分受講料に対する解約手数料 20%と 5 万円のうちいずれか少ないほうを控除する場合があります。受講料のお支払いの際に、当社指定のクレジット会社との契約をご利用の場合、契約のキャンセルに伴ない、当社が負担するキャンセル手数料相当額を差し引きます。」

本件のような準委任契約において消費者からの自由な契約解約権を制約することは、民法の原則に比して消費者の権利を制限し、その利益を一方的に害するものとして、消費者契約法 10 条により無効と解さざるを得ません。

ところで、当 NPO 法人においては、資格試験予備校のうち受講契約の解約事由が極めて限定的であると思われた株式会社法学館に対し、消費者契約法に基づく差し止め請求の訴訟提起を前提に 2008 年（平成 20 年）8 月 27 日付で同法 41 条 1 項に基づく請求書を送付いたしました。その後同社からは、話し合いの申し入れがあり、当 NPO 法人と同社との間で、1 年以上にわたる交渉を続けて来ました結果、このたび別紙のと通りの和解条項にて裁判所で起訴前の和解が成立しました（大阪簡易裁判所平成 22 年（イ）第 103 号）。同和解条項をご覧いただければわかりますように、株式会社法学館は、すでに受講開始の前後を問わず、かつ受講申込者の個人的事由も含めて、受講契約を受講申込者の側から自由に解約できる内容に規約を改定されており、かつ今後も受講契約の解約を制限する内容の契約を締結しないこと、受講契約の解約を制限する条項を記載した取引書類の配布やウェブページへの記載をしないこと、改定規約は遡及適用すること、解約条項の改定について受講契約継続中の者に個別に知らせること等を、約束される内容となっております。

つきましては、貴社においても、理由の如何を問わず受講契約の解約を認めるよう然るべき措置を採られたうえで、当 NPO 法人との間で、株式会社法学館と同様の内容の和解を締結されるよう、申し入れをさせていただきます。

あわせて、本申入書に対する貴社のご対応について、お手数ですが、本書面到着後 1 ヶ月以内に文書にてご回答いただきますよう、申し入れます。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、その旨申し添えます。

追って、貴社において当 NPO 法人の申し入れに応じられない場合は、遺憾ながら、当 NPO 法人として貴社に対し、消費者契約法に基づく差し止め請求の訴訟提起を行う予定でおりますので、その点も付言いたします。

以上